

ご注意!!

## 無料体験商法

『無料サービス』『無料体験』  
『無料招待』という言葉につら  
れて...

広告や電話で「無料」をうたい文句に人を集め、高額な商品やサービス売りつける商法です。

## ◆エステ無料体験



〔その後〕  
高額な化粧品やダイエット食品などを次々と契約を迫られ...



## ◆健康器具無料体験



〔その後〕  
会場へ何回もかよっているうちに.....



※目的を告げられず、店舗に呼び出されて契約した場合は、一定の期間内であれば、消費者が一方的に契約を解除することができます。(クーリング・オフ制度)しかし、自分から店舗に出向き契約した場合は、この制度は適用されません。詳しいことは、下記までご相談ください。

|                          | 電話番号           | 受付時間                       | 休館日                  |
|--------------------------|----------------|----------------------------|----------------------|
| 県消費生活センター                | (0552) 35-8455 | 午前9時～午後4時                  | 月曜日<br>祝日の翌日<br>年末年始 |
| 県消費生活センター<br>地方相談室(富士吉田) | (0555) 24-2694 | 平日 午前9時～午後4時<br>土曜 午前9時～正午 | 日・月曜日<br>祝日<br>年末年始  |

## ～問題点～

▲業者の目的は、商品やサービスの販売です。

▲無料体験をすると、「断りにくい」という心理状態になってしまいます。

▲効能・効果は人によって異なります。

## アドバイス

①契約するときは、契約書をよく読んで、納得してから契約しましょう。

②特に、サービス内容の確認・支払方法・中途解約の条件などを確認しましょう。

③疑問に思ったら、納得できるまで説明を求めましょう。

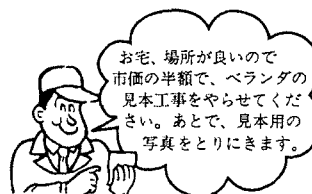
平成10年度  
山梨県消費生活相談員委嘱

毎日の暮らしのなかで消費問題に関する苦情などの相談事について受け付けております。電話でのご相談も結構ですので、お気軽にご相談ください。秘密は、厳守します。相談員は、次の方々です。

|        |           |
|--------|-----------|
| 北村あや子  | 四日市場1104  |
|        | ☎(43)3579 |
| 前田政子   | 金井333     |
|        | ☎(43)5323 |
| 小佐野恵美子 | 桂町1254-25 |
|        | ☎(45)0303 |
| 舟久保純子  | つる1-9-22  |
|        | ☎(43)2246 |
| 相川まさ幸  | 鹿留648-2   |
|        | ☎(43)5308 |
| 志村ヨシ子  | 古川渡810-3  |
|        | ☎(43)6477 |

順不同・敬称略

## 見本工事商法



よく調べてみたら、半額どころか、むしろ高くつくこともあります。

## 学習用教材商法



高額な契約になるので、支払いは可能か、最後まで教材を使いこなせるか、家族でよく相談しましょう。

気をつけて

## 悪質商法あの手この手

～ちよつと待つて、その契約。サインや押印は慎重に～

## 展示会商法



強引に勧められて契約してしまうトラブルが目立ちます。冷静に判断しましょう。

## キャッチセールス



路上で目的を隠して声をかけ、喫茶店などに連れていかれ、化粧品やダイエット食品などを買わせます。